

法性のみやこに還る

櫻 部 建

1

わたしの尊敬する優れた学究の一人で、西本願寺宗門に連なるあるお方から、かつて、そのお父上の逝去のゆえに新年のあいさつを欠礼する旨のおはがきを頂いたことがあった。その中に、父君の死去を意味して「還浄」という語が用いてあって、はてなと思われた。その後、他からもやはり「還浄」の語を用いた同様なはがきを頂いたことが一、二度ある。

一昨年七月十一日付の「中外日報」に「還浄」運動と教学論争」という沖 和史氏の文章が載っていて、注意を引かれたが、その論旨はわたしには十分理解できなかった。ただ、そのとき、「往生」と言う代わりに「還浄」と言うようにしようという運動があることを、初めて知った。

年があらたまって昨年一月十八日の同紙上で、再び、「還浄」について」という論考に接した。筆者は信楽峻磨氏である。その文意・論旨は

法性のみやこに還る

わたしにも理解できたように思う。

2

この問題について、わたしの単純な考え方を、まず、簡略に纏めて述べておくとすれば、

一、念仏者の命終を意味して「往生」の語を用いる久しく習わしとなった仕方を改めて、ことさらに新しい言い方をするのが、直ちに教法の領解の「矮小化」(沖氏の用語)を退けることに資するとは思われない。そのためには、「往生」の語を忌避して言い廻しを交えることよりも、むしろ、経典をはじめもろもろの聖教を通じて用いられている「往生」の語の本義を正しく知ろうとすることの方が、いつそう大事でなからうか。

二、もしどうしても目新しい表現を使うというのなら、信楽氏の説

のように、「帰浄」と言うほうが多分よいであろう。「還浄」の語を右のように用いることは、下記することく、祖師のことは遣いからして確かに適切でない。ただ、そういうことはを使うことによつて、往生とは本願の浄土に「帰入」することであるということがより明瞭になつて、「矮小化」している旧来の「救済」の觀念が正される、という考え方に全く理がないとは思わないが、聖教の中に頻出する「往生」の語を避けて、わざわざ聖教の中にごく稀にしか現われない語に取り替えることによつて、喪われるものもまた多い、とわたしは考える。

3

「還浄」の語がこの場合適當でないことは、信樂氏の説のごとくである。「浄土に還帰」の句は源空讃の中にただ一度見えること、氏の指摘の通りである。ただ、源信讃に「本土にかへる」とあるのも、それと同義と見てよいであろう。

源空讃の中で源空上人は、かつて「靈山会上」にあり、それが浄土に往生してまたこの世に「来化」し、このたびは「往生三たびにな」つたお方である、と理解されている。源信讃の中で源信僧都は、やはり「靈山聴衆とおはしける」が、「故仏とあらはれ」、今は「化縁すでにつき」て世を去られるお方であると理解されている。このような方々についてこそ「還浄」あるいは「本土にかへる」というような言い方はふさわし

いであろうし、事実、祖師聖人はお二人に限つて右のごとき表現をされているのである。

もう一人、善導大師も、「大心海より化し」て「末法濁世のために」活動されたときであるから、その往生について同じく「還浄」という表現はあり得るように思うが、善導讃は師の逝去について触れるところがないから、その中に「還浄」の語の用例は見られない。かえつて、師がのちに法照・少康などとして「世世に」浄土より「いでたま」うたことが述べられているのである。

4

右のようなただびとにましまさぬ大師たちの場合でなくて、ひろく念仏者がこの世の生を終えて浄土におもむくのを「往生」の語で言うのは一般に、そして祖師親鸞の言葉遣いにおいてももとより、当り前のことば遣いであつて、祖師が同信の者について、あるいは祖師自身について、その命終を語る場合ももとより、例外でない。そこでは、いうまでもなく「還浄」「帰浄」というのとは逆に浄土へが「往」であり、再び娑婆へが「還」となる。

「往」と「還」とは元来あい対する語であるから、浄土への往生のすがたとこの世への還來のすがたとが往相・還相として語られるのも自然な言葉遣いである。この場合の「還」は、すなわち、「還來穢国度人天」であり、「安樂浄土にいたるひと」が「五濁惡世にかへり」「諸有に廻入し

て、普賢の徳を修し「利益衆生」する意味であるから、もちろん「浄土に還帰」する意味ではない。

ただし、「還来」の語が、生死の世への生まれ出を意味しながら、しかも右にいうのとは異なる用例が、祖師の述作の中にひとつだけ見える。正信偈に「還来生死輪転家」とあるものである。この場合は、浄土から生死の世に還来するのでなく、生死の世に在った者が再び生死の世に來たりとどまる、の意だからである。

5

祖師聖人の所述の中には、ことさらに、「来」「迎」二字について釈義をほどこした文章が、都合、四つ見いだされ、それらがみな「還る」ということばにかかわっている。I. 「唯信鈔」に「五会法事讚」の一偈を引く中に「觀音勢至自来迎」の句がある。その「来」「迎」の語意を「唯信鈔文意」の中で釈する一節。II. 同じく「唯信鈔」が引く「五会法事讚」の別な偈に見える「聞名念我総迎來」の句の中の「総迎來」を釈する「唯信鈔文意」の一節。III. 「唯信鈔文意」の右の箇所より少し後に再び「総迎來」の句を釈する一節。IV. 「御消息集」に収める慶西坊宛ての返書の末尾に「来」の字を釈する一節、の四である。

Iでは、「来」を①「浄土へ來たらしむ」の意で、他力をあらわす、と説明する。また、②「来」は「かへる」「法性のみやこへかへる」の意で、それは「願海に入るによって、必ず涅槃にいたる」「法身のさとりを

法性のみやこに還る

自然にひらく」「法性の常樂を証す」ことであり、そしてこのさとりを得れば③「大慈大悲きはまりて、生死海にかへり入り、普賢の徳に帰せしむる」のである、と説いている。

IIでは、「迎」が「むかふ」「まつ」の意で、それは「他力をあらはす」と説明される。「来」は①「かへる、きたらしむ」の意で、それは「法性のみやこへむかへ、あ(率)てかへらしむ」る事である、と説明される。そして②法性のみやこより、衆生利益のために、この娑婆界にきたるゆえに「来」を「きたる」というし、③法性のさとりをひらくゆえに、「来」を「かへる」という、と説明する。

IIIでもまた、「総迎來」を説明して、「すべてみな、浄土へむかへ、あ(率)てかへらしむ、となり」という。

IVでは、「来」について、①衆生利益のためには「きたる」とまふす。方便なり。②さとりをひらきては「かへる」とまふす、と説いている。

これらの文章の中で、「来」字は「きたる」「きたらしむ」、あるいは「かへる」「かへらしむ」と訓じられている。さとりの世界からまよいの世界へ「かへる」(I③、IV②)あるいは「きたる」(II②、IV①)と解されるとき、それはまさしく還來穢国というときの「還」「来」に当たる。それに対して、まよいの世界からさとりの世界へは、「かへる」(I②、II①、II③)、「かへらしむ」(III)と言われ、また「きたらしむ」(I①、II①)とも言われているが、この「かへる」「かへらしむ」は、沖氏の論で提唱された「還浄」、信樂氏の論で提言された「帰浄」、に当ると

言つてよいてあろう。

そこで、以上を通観すれば、われらが浄土に往き生まれる(往生する)とは、「他力」がわれらを浄土に「来たらしむ」ことであり、それはすなわち、法性のみやこに還ること(すなわち、法性のさとりをひらくこと)なのだ、というところにこそ祖師の意はあるのであろう、と私は了解する。しからば、祖師聖人のおことばで「法性」「法性のみやこ」というのは何を意味するか、が次の問題である。

註 I 親鸞聖人全集和文篇一五九—一六〇頁

II 同 一六四頁

III 同 一六七頁

IV 同書簡篇一五七頁

6

「法性」を、「涅槃」の同義語として、寂滅・無為法身・実相・真如・一如などとひと連なりに並べ挙げる叙述が、「教行信証」証卷「御自釈」の中に見える(全集教行信証 一九五頁)。「唯信鈔文意」では、「涅槃」とまふすはその名無量なり……涅槃おは無為といふ、安樂といふ、常樂といふ、実相といふ、法身といふ、法性といふ、真如といふ、一如といふ、仏性といふ」と列ね、「仏性すなわち如来なり。この如来微塵世界にみちみちまします。すなわち一切群生海の心にみちたまへるなり」と説き、さらに「この心に誓願を信樂するがゆへに、この信心すなわち仏性なり。仏性すなわち法性なり。法性すなわち法身なり」とある(全集和

文篇一七一頁。和讃篇五七頁参照)。また「一念多念文意」には「一実真如とまふすは無上大涅槃なり。涅槃すなわち法性なり。法性すなわち如来なり」と見える(全集和文篇一四五頁。和讃篇五七頁参照)。

いっぽう、「浄土論註」を開くと、そこには法性を(1)寂滅とし、(2)無漏とし、(3)清浄とし(その清浄は真実であり実相であり無相であるとする)、(4)無相とし、(5)無生とし、(6)無為とし、(7)實際とする、あるいはまた(8)法性法身・方便法身について語る、などの章句が処々に見いだされるが、それらの句のほとんどすべてがそのまま「教行信証」の中に引かれている。

また、善導「玄義分」には「捨此穢身即証彼法性之常樂」とあり、「法事讃」には「行来進止常随仏 証得無為法性身」とあって、いずれも「教行信証」中に引かれている。

- 註(1) ①親鸞聖人全集加點篇2一二六頁、七行
 ②同全集教行信証二二頁、二行
- (2) 同①一二、三〇②三七、四
- (3) 同①一二、六〇②三七、六 ④一〇三、八
- (4) 同①一四八、七〇②七三、一
- (5) 同①一〇七、一①一〇三、八
- (6) 同①一二六、七〇②二二一、二
- (7) 同①一三八、九〇②二二八、七
- (8) 同①一二五、七七八②二二〇、五六

右に述べたような「法性」の語にかかわる数々の類語・同義語の枚挙はその淵源するところを遠く古経論に辿ることができることに、われわれは注意させられる。それはもっぱら祖師聖人の創見に帰すべきではなく、浄土門の聖教に特有な用語例と見るべきでもない。

『大智度論』卷三二は『大品般若』の「初品」を釈する中の第四章「四縁義」を内容とする。この「四縁義」は十節ほどに分けて見ることができ、その第二節が「法性」等の同義語性を論ずる箇所であつて、『經』に「諸法の如・法性・實際を知る」という句があるがその三語はみな諸法実相の異名である、と説いている。É・ラモート師による『大智度論』のフランス語訳では、その部分の訳文の前に五頁にも及ぶ「前置きの註記」を置いていて、その中で、ダルマター（鳩摩羅什訳「実相」、玄奘訳「法爾、法性」）・ダルマダーツ（鳩摩羅什訳「法性」、玄奘訳「法界」）・タタター（鳩摩羅什訳「如」、玄奘訳「真如」）・ブータコーテイ（「實際」）などの語について、それらの類語が列挙される実例を、阿含・部派の論典・大乘の經典に互つて博搜して、克明に提示している。それによつてわれわれは、涅槃Ⅱ法性Ⅱ仏性Ⅱ真如Ⅱ如来とする祖師聖人の考え方が真の意味で仏教の伝統に根差していることを、容易に知ることができるのである。下記（七ページ）「補足」参照。

法性のみやこに還る

祖師親鸞による「みやこ」の語の用例は三種ほど見いだせるようである。

1. 「法性のみやこ」（『唯信鈔文意』）
2. 「涅槃のみやこ」（『尊号真像銘文』）

3. 善導の句「寂靜無為樂」の中の「樂」字を「みやこ」と訓ずる（坂東本『教行信証』行・証・真卷）

既述のように涅槃・法性・無為は互いに同義異名であり、「寂靜無為樂」はすなわち「法性之常樂」であるから、右の三例は全く同じことを言い表していると言えよう。

ことさらにここに「みやこ」の語が用いられていることから、直ちに連想されるのは阿含（相応部二一六五、雜二二一五）に名高いいわゆる「古城の譬え」である。そこでは釈迦牟尼がいにしへの正覚者たちの歩んだ道を通つて八正道によつて全苦蘊の滅に達したことを、林中に古徑を見出しそれを辿つて古い都城に至ることに譬えられている。ただその古城は、古徑を辿つて「達す」べきところであり、したがつて「還る」べき所という旨趣をそこに窺い取ることは難しい。

思うに、「無始流転の苦をすてて無上涅槃を期する」ことは、われらの方からすれば浄土に「往生する」という事実であるけれども、その事實はまた、悟りの方からすれば、そのまま、曠劫以来われらがそこから迷い出ている「一如」の世界に、如来廻向の恩徳によつて、われらを「還らしめ」たもうことである、というのが「法性のみやこに還る」という

表現に籠められた祖意ではあるまいか。ただしかし、その「法性のみや
ここに還る」ことは、われらにとって、ほのかにそうと領かしめられると
いうより他にないものであろう、と思われる。如来_{||}涅槃_{||}仏性（_{||}法
性_{||}信心）とは、「凡地にしてはさとられず安養にいたりて証すべ」きこ
となのだから。

補 足

上記 (p. 5 上段) の Msgr. Lamotte による「註記」(Étienne Lamotte : Le traité de la grande vertu de sagesse p. 2181-2186) に見える「法性」の同義語の列挙を、左に摘記して示す。

法性のみやこに還る

I. 阿含經典

1. S ii p. 25. : dhātu, dhammaṭṭhitatā, dhammaniyāmatā, idappaccayatā.
2. S ii p. 26. : tathatā, avitathatā, anaññathatā, idappaccayatā.
3. Nidānasamyukta p. 148. : dharmatā, dharmasthitaye dhātuḥ.
4. Ibidem. p. 149. : dharmatā, dharmasthititā, dharmaniyāmatā, dharmayathātathā, avitathatā, anyathā, bhūta, satyatā, tattvatā, yathātathā, aviparītātā, aviparyastatā, idampratyayatā, pratīyasamutpādānulomatā.
5. Ibidem. p. 164. : dharmatā, dharmasthitaye dhātuḥ.
6. A i p. 286. : dhātu, dhammaṭṭhitatā, dhammaniyāmatā.
7. Mahāparinirvāṇa p. 168. : dharmatā, dharmasthitaye dhātuḥ.
8. Śālistamba p. 4. : dharmatā, dharmasthititā, dharmaniyāmatā, pratīyasamutpādasamatā tathatā, aviparītātathatā, anyatathatā, bhūtātā, satyatā, aviparītātā, aviparyastatā.
9. A sūtra cited in Kośavyākhyā p. 293. : dharmatā, dharmasthititā, dharmaniyāmatā, tathatā, avitathatā, anyatathatā, bhūtātā, satyatā, tattvam, aviparītātā, aviparyastatā.

II. アビダルマ論書

1. Visuddhimagga p. 518-519 (Kosambi ed.) : [patīccasamuppāda=] tathatā, avitathatā, anaññathatā, idappaccayatā.
2. Abhidharmakośa p. 137. : dharmatā [= pratīyasamutpāda = asaṃskṛta].

以上、阿含・アビダルマにおける諸語の列挙は、みな「縁起 (pratīyasamutpāda, patīccasamuppāda)」を語る場において見いだされる (ただし I, 6 は「一切行無常・一切行苦・一切法無我」を説く場においてであるが無常・苦・無我なる事実は縁起の理に基づくものにほかならない) のであるから、これを纏めて〈縁起=法性〉と見ることができる。そして大乘仏典ではその考えが〈縁起=不生〉→〈不生=無為〉→〈無為=有為〉という論理を追って展開し、法性・真如・法界・實際 (bhūtakoti) ・空・涅槃は一無相であると説かれるに至る、とラモート師は説明する。

III. 大乘經典

1. Pañcabīṃśati p. 168 ; Śatasāhasrikā p. 1262 : 有為法とは欲界・色界・無色界であり、三界に摂せられる他の三十七菩提分などのいかなる諸法もまた、それである。無為法とは、その生もなく滅もなく変異もないところの法であり、それらについて貪の滅尽・瞋の滅尽・癡の滅尽が知られるところの法である。tathatā, avitathatā, anyatathatā, dharmatā, dharmadhātu, dharmasthititā, dharmaniyāmatā および bhūtakoti, これらが無為法といわれる。〈法性=無為〉
2. Daśabhūmikā p. 65 : これはすべての dharma の dharmatā であり、如来世に出づるも出でざるもこの dharmatā, dharmasthiti は定まっており、すなわち sarvadharmasūnyata, sarvadharmānupalabdhi, である。〈法性=空=不可得〉
3. Aṣṭādaśa II p. 126 : sarvadharmā の samatā は tathatā, avitathatā, anyatathatā, dharmatā, dharmadhātu, dharmasthititā, dharmaniyāmatā, bhūtakoti である。〈空=平等性〉
4. Pañcaviṃśati p. 24 : Śatasāhasrikā p. 8 : sarvadharmatathatā, dharmadhātu, bhūtakoti を学ばんと欲する菩薩は般若波羅蜜において学ぶべきである。

七

以 上